

ロシア連邦政府

決定

2014年7月14日付第656号

モスクワ

国家および地方自治体の用に供するための調達の実施において
外国国家を原産国とする特定の種類の機械製作商品の採用を禁止する措置の制定について

連邦法「国家および地方自治体の用に供するための商品、役務、サービスの調達における契約システムについて」にしたがい、ロシア政府は下記を決定する：

1. ロシア連邦の国内市場の保護、国家経済の発展およびロシアの商品生産者への支援を目的として、次に掲げる場合に、国家および地方自治体の用に供するための調達の実施において、附属書の一覧に示す外国国家を原産国とする特定の種類の機械製作商品の採用を禁止する措置を定める：

a) 本決定附属書が定める一覧（以下、「一覧」）の第1項～第14項、第28項および第43項～第66項に掲げる商品の原産国がロシア連邦、ベラルーシ共和国またはカザフスタン共和国でない場合；

b) 一覧の第15項～第23項に掲げる商品が一覧注記の定める要求事項に適合しておらず、かつその生産が：

2010年1月27日付関税同盟委員会決定第169号「原動機付き輸送機器の生産を行う事業体に対する輸入関税にかかわる優遇措置の提供について」によって承認された2009年11月27日付関税同盟委員会決定第130号7.1.1項に掲げる基準にもとづいて、2010年に「組立製造」方式を用いて原動機付き輸送機器の製造を行う事業体の一覧に含まれている事業体によって行われたのではない場合；

2010年6月18日付の「関税同盟関税領域内における自由（特別、特殊）経済区および自由経済区通関手続きの諸問題に関する協定」第10条第2項第6段落が定める条件で行われたのではない場合；

c) 一覧第24項～第27項および第29項～第42項に掲げる商品が、一覧注記の定める要求事項に適合していない場合（国際条約に別段の定めがないとき）。

2. 一覧第1項～第14項、第28項および第43項～第66項に掲げる商品の原産国は、2009年11月20日付「独立国家共同体における商品の原産国決定規則に関する協定」の不可分の一部である「原産国決定規則」が定める書式により、当該規則が定める原産国決定の基準にしたがって、ロシア連邦、ベラルーシ共和国またはカザフスタン共和国の管轄機関（組織）が発行する原産地証明書をもって証明するものとする。

3. 一覧第15項～第23項、第24項～第27項および第29項～第42項に掲げる商品が本決定第1項「b」号および「c」号の定める要求事項に適合していることは、ロシア連邦商工会議所がロシア連邦産業商業省との合意にもとづいて同会議所が定めた手順にしたがって発行する鑑定証書をもって証明するものとする。

4. ロシア連邦産業商業省は、ベラルーシ共和国およびカザフスタン共和国の関係各行政機関との間において、一覧第15項～第23項、第24項～第27項および第29項～第42項に掲げる商品の、一覧註に定める要求事

項への適合性判定の仕組みを当該の機関が制定する問題につき、2014年第3四半期に協議を行う。

5. 本決定は、ロシア連邦の在外公館および領事館ならびに国際（国家間、政府間）機関のロシア代表部が外国国家領内における自らの活動のために調達を行うにあたっての商品調達の実施には適用されない。

6. 部外秘

7. 本決定はそれが公示された日を以て発効し、一覧第65項および第66項に掲げる商品に対するその適用は、2015年1月1日よりとする。

ロシア連邦政府議長

D. メドヴェージェフ

国家および地方自治体の用に供するための調達の実施における採用が禁止される、
外国国家を原産国とする特定の種類の機械製作商品の一覧

全口事業種別製品分類表コード OK 034-2007 (KPES 2002)	名称
1. 29.22.14.613	トラクターベースのパイプレイヤー
2. 29.52.21.310	クローラー式トラクターベースのブルドーザー（リッパー付きのものを含む）
3. 29.52.21.510	トラクターおよび牽引車ベースのホイール式ブルドーザー
4. 29.52.22.110	自走式グレーダー（モーターグレーダー）
5. 29.52.24.110	自走式ロードローラー
6. 29.52.25.310	地下作業用特殊自走式フロントエンドローダー
7. 29.52.25.390	その他の自走式シングルバケットフロントエンドローダー
8. 29.52.26.110	バケット容量 0.25m ³ の自走式シングルバケットエクスカベータ
9. 29.52.26.120	バケット容量 0.4～0.5m ³ の自走式シングルバケットエクスカベータ
10. 29.52.26.130	バケット容量 0.65m ³ の自走式シングルバケットエクスカベータ
11. 29.52.26.140	バケット容量 1.0m ³ の自走式シングルバケットエクスカベータ
12. 29.52.26.150	バケット容量 1.25～1.6m ³ の自走式シングルバケットエクスカベータ
13. 29.52.26.160	バケット容量 2.5m ³ の自走式シングルバケットエクスカベータ
14. 29.52.27.130	自走式マルチバケットエクスカベータ
15. 34.10.21.330	火花点火式エンジン搭載、総排気量 1,000cm ³ 以下の乗用車（新車）
16. 34.10.21.360	火花点火式エンジン搭載、総排気量 1,000cm ³ 超の乗用車（新車）
17. 34.10.22.110	火花点火式レシプロエンジン搭載、総排気量 1,500cm ³ 超のボックスカー（新車）
18. 34.10.22.210	火花点火式レシプロエンジン搭載、総排気量 1,500cm ³ 超の医療専用車両（新車）
19. 34.10.22.310	火花点火式エンジン搭載、総排気量 1,500cm ³ 超のその他の乗用車（新車）
20. 34.10.23.110	ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、総排気

- 量1,500cm³以下の自動車（新車）
21. 34.10.23.210 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、総排気量1,500cm³超2,500cm³以下の自動車（新車）
22. 34.10.23.310 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、総排気量2,500cm³超の自動車（新車）
23. 34.10.24.910 その他のエンジン（ガスエンジン、マルチ燃料エンジンその他）搭載の、乗客輸送用自動車
24. 34.10.30.330 10名以上の輸送に用いられる、ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、総排気量2,500cm³以下の自動車（新車）
25. 34.10.30.350 10名以上の輸送に用いられる、ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、総排気量2,500cm³超の自動車（新車）
26. 34.10.30.530 10名以上の輸送に用いられる、火花点火式エンジン搭載、総排気量2,800cm³以下の自動車（新車）
27. 34.10.30.550 10名以上の輸送に用いられる、火花点火式エンジン搭載、総排気量2,800cm³超の自動車（新車）
28. 34.10.30.570 トロリーバス（新車）
29. 34.10.30.590 10名以上の輸送に用いられる、その他のエンジン搭載の自動車（新車）
30. 34.10.41.110 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、車両総重量 5 t 以下の高レベル放射性物質運搬専用の貨物輸送機器（新車）
31. 34.10.41.190 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、車両総重量 5 t 以下のその他の貨物輸送機器（新車）
32. 34.10.41.310 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、車両総重量 5 t 超20 t 以下の高レベル放射性物質運搬専用の貨物輸送機器（新車）
33. 34.10.41.390 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、車両総重量 5 t 超20 t 以下のその他の貨物輸送機器（新車）
34. 34.10.41.410 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、車両総重量 20 t 超の高レベル放射性物質運搬専用の貨物輸送機器（新車）
35. 34.10.41.490 ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン搭載、車両総重量 20 t 超のその他の貨物輸送機器（新車）
36. 34.10.42.310 火花点火式レシプロ内燃エンジン搭載、車両総重量 5 t 以下の高レベル放射性物質運搬専用の貨物輸送機器（新車）
37. 34.10.42.390 火花点火式レシプロ内燃エンジン搭載、車両総重量 5 t 以下のその他の貨物輸送機器（新車）
38. 34.10.42.510 火花点火式レシプロエンジン搭載、車両総重量 5 t 超の高レベル放射性物質運搬専用の貨物輸送機器（新車）
39. 34.10.42.590 火花点火式レシプロエンジン搭載、車両総重量 5 t 超のその他の貨物輸送機器（新車）
40. 34.10.42.910 他の項目に掲載されていない貨物輸送機器（新車）

41.	34.10.44.110	セミトラクター（新車）
42.	34.10.51.110	ダンプカー（鉱業用大型ダンプをのぞく）
43.	34.10.52.110	吊上げ荷重10 t未満のトラッククレーン
44.	34.10.52.120	吊上げ荷重10 t以上のトラッククレーン
45.	34.10.53.190	エンジン搭載、乗客輸送用で、他の項目に掲載されていないその他の輸送機器
46.	34.10.54.310	消防自動車
47.	34.10.54.510	コンクリートミキサー車
48.	34.10.54.520	コンクリートポンプ車
49.	34.10.54.810	市街地衛生清掃用車両
50.	34.10.54.820	市街地冬季清掃用車両
51.	34.10.54.830	市街地夏季清掃用車両
52.	34.10.54.850	緊急修理車
53.	34.10.54.910	他の項目に掲載されていない、特殊用途の自動車
54.	34.10.54.921	連結式木材運搬車
55.	34.10.54.922	木材運搬車（製材・伐採地用）
56.	34.10.54.923	ウッドチップ運搬車
57.	34.10.54.924	タンクローリー
58.	34.10.54.929	他の項目に記載されていない、特殊用途のその他の自動車
59.	34.20.21.130	多目的規格型スワップボディコンテナ
60.	34.20.23.120	トラック用汎用トレーラー
61.	34.20.23.130	石油製品、水その他液体運搬用のタンクトレーラーおよびタンクセミトレーラー
62.	34.20.23.150	トラクター用トレーラーおよびセミトレーラー
63.	34.20.23.160	特種ボディ付きトレーラーおよび他の項目に掲載されていない特殊トレーラー
64.	34.20.23.180	他の項目に分類されていないセミトレーラー
65.	35.20.20.350	外部電源式、自走（動力付き）路面電車客車車両
66.	35.20.32.120	路面電車付随客車車両

注記： 本一覧第15項～第23項、第24項～第27項および第29項～第42項に掲げる商品については、ロシア連邦、ベラルーシ共和国およびカザフスタン共和国の領内の事業者が、以下に掲げる製造工程のうち、2014年以降は完成した原動機付き輸送機器の検証試験を含む5工程以上、2015年1月1日以降は同6工程以上、2016年1月1日以降は同8工程以上、2017年1月1日以降は11工程以上を実施していなければならないとする要求事項に適合しているものとする：

パワートレインの取付け；
フロントアクスル（前輪懸架装置）の取付け；
後輪懸架装置の取付け；
排気システムの取付け；
ステアリングユニットの取付け；
電装部品の取付け；
外装部品の取付け；
ボディの溶接；
ボディの塗装；
ボディの組立；
完成した原動機付輸送機器の検証試験の実施